

事 務 連 絡
平成22年2月12日

各 都道府県
市 町 村
広域連合
介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の保険者事務等に係る簡素合理化に関する意見聴取について（依頼）

日頃より介護保険制度の円滑な実施にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当課では、介護保険に係る保険者事務等について、事務負担軽減の観点からその見直しを考えております。

その作業に当たっては、長妻大臣からの「現状を十分把握した上で、必要な見直しを行うように」との基本方針及び「先般の大臣発言（22.1.23）」（別添）を受け、まず、各保険者等の皆様から、実施上・問題点・改善のため意見等現状把握を行い、これを踏まえ、所要の見直しを検討したいと思っております。

つきましては、別紙1「今回ご意見をお伺いする介護保険の保険者事務等について」をご参照いただき、該当する事務について、別紙2「介護保険制度の保険者事務等簡素化に係る意見・提案シート」にご意見等をご記入いただきますようよろしくお願いします。

※ 別紙1の項目ごとにエクセルシートが分かれております。お手数ですが、該当する事務のご意見について、項目ごとに書き分けていただけると幸いです。

各都道府県におかれましては、市町村等から提出いただきました意見シート及び都道府県事務に関する意見を合わせて、平成22年3月12日（金）までにメールにてご提出いただきますようよろしくお願いします。

なお、利用者・事業者・従事者等の方々に対しましては、別途厚生労働省ホームページの意見募集（URL：<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>）において意見募集を行っていることを申し添えます。

（提出先・連絡先）

厚生労働省老健局介護保険計画課

企画法令係 遠坂 長浜

電話：03-3595-2890

e-mail：nagahama-yasuhito@mhlw.go.jp

別 添

長妻厚生労働大臣発言要旨（平成２２年１月２３日）

【介護保険制度の事務手続、書類の見直しの検討について】

介護保険制度に関する申請書類や申請の証明等がかなり煩雑であり、必ずしも必要ないと思われるものもあるのではないかという御指摘もあるので、ホームページなどで皆さま方の御意見もお聞きして、今年半ば以降に一定の改善策を提示することを考えている。

(別紙 1)

今回ご意見をお伺いする介護保険の保険者事務等について

1. 保険者事務

- ①被保険者の資格管理に関する事務（例えば、被保険者台帳の作成、被保険者証の発行に関する事務など）
- ②保険給付事務（例えば、高額介護サービス費等の支給事務、食費・居住費に係る低所得者の負担軽減に関する事務など）
- ③保険料の賦課・徴収事務
- ④事業所・施設に関する事務（例えば、地域密着型サービス事業所等の指定など）
- ⑤要介護認定に関する事務（例えば、申請から認定までにに関する事務、認定に必要な書類に関する事など）
- ⑥介護予防事業に関する事務（例えば、介護予防特定高齢者施策、介護予防一般高齢者施策に関する事務など）
- ⑦その他

2. 都道府県事務

- ①市町村支援に関する事務（保険者への支援、広域連合等との調整など）
- ②事業所・施設に関する事務（例えば、事業所・施設の指定など）
- ③介護支援専門員の登録等に関する事務（例えば、介護支援専門員の登録の管理など）
- ④不服審査に関する事務
- ⑤その他